

## 公告文についてよくある質問その2

<公告文（抜粋）>

- 落札候補者決定後、当該落札候補者について入札参加資格認定を行い、入札参加資格を確認するので、当該落札候補者は、エに定めるところに従い（ア）から（カ）までの書類（以下「資格審査書類」という。）を提出しなければならない。  
（ア）～（オ）省略  
（カ）2(9)に係る工法協会に属することを証する書類の写し及び本工事で施工を担当する技術者の反転・形成工法の技術講習等の修了証明の写し

Q：本工事で「施工を担当する技術者」は、専任で配置する「監理技術者」又は「主任技術者」と同一でもいいですか。

A：専任で配置する「監理技術者」又は「主任技術者」が、反転・形成工法の技術講習等を修了している場合は、兼ねることができます。

Q：1次下請業者に反転・形成工法の技術講習等を修了した技術者がいる場合、その技術者の修了証の写しでもいいですか。

A：（カ）は、落札候補者に求める入札参加資格を記載しています。落札候補者が有する技術者の修了証明の写しを提示してください。